

第9回民間資金等活用事業推進委員会議事概要

日 時：平成15年6月23日(月) 17:15～17:50

会 場：中央合同庁舎4号館 共用第2特別会議室

出席者：西野委員長代理、小幡委員、高橋委員、原委員、前田委員、山内委員

阿保専門委員、中村専門委員、広井専門委員、三井専門委員、

光多専門委員、美原専門委員、宮本専門委員、森専門委員、山下専門委員

事務局：竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官

議事概要

両ガイドラインについて、これまでの検討の経緯、部会としてのとりまとめ結果について、事務局より説明

これに関する意見の概要は次のとおり。

- ・ 契約に関するガイドラインの概要の2番目「本ガイドラインの構成と契約規定の留意事項」の「(1)事業全体について」の2つ目のボツのところに、資金調達のリスクは選定事業者が担うことと書かれているが、金融機関の破綻など、1つの民間事業者の努力だけではどうにもならないリスクを、本当に負えるのか。

また、同概要の「(5)契約の終了」について。都市公団がバブル期に建てた公団住宅の欠陥が今になって発覚をしている。PFIで契約終了後に施設の欠陥が発覚した場合について、どのような検討を行ったか。

モニタリングガイドラインの概要の「2.モニタリングの実施方法」の最後の段落で、モニタリングの具体的内容について施設に着目した形の整理がされてあるが、サービスの内容についてはまだ書き込みが不足している。また、同概要の1の基本的考えの最後の段落に情報開示の必要性は書かれているが、住民の要求もあると思うので、モニタリングの項目を策定するときには、もう少し住民側との双方向的な意見交換が必要。モニタリング実施の責任は、勿論行政にあるが、実施主体は行政プラス住民ではないか。

- ・ (前田委員) 資金調達リスクを民間事業者が負担する点へのご指摘について説明する。このガイドラインは、PFI事業契約を締結するに当たって、官民間で当然検討すべき問題点を網羅的に挙げ、それぞれについて、なるべくバランスの取れた考え方を述べることにより、多様なPFI事業契約ができるような構成にしてある。また、このガイドラインは金融機関からの資金調達の面に相当に配慮しており、詳細に記述した。

2点目の契約終了後、施設に不都合が生じた場合にどうなるかという御指摘について説明する。BOTで施設を譲り受けた後に瑕疵が見つかった場合に問題が生じることになるが、これは、事業期間中に施設を利用してサービスを提供させ、またそのレポートを受けることによって、大体のことはわかる。また、最後の施設の譲り受け時点で、地方自治体の方が施設を検査する。つまり、その施設が不十分なものであった場合には、事業者に責任を追及するというのを考えたガイドラインとなっている。

- ・金融機関が融資できない場合どうするのかというご指摘については、コンソーシアムを組むときに、管理会社や建築会社がだめな場合にどうするのかということと全く同列。金融機関が融資できないということは、PFIはできないということになる。

つまり、金融機関が融資できるからPFIは成立する。応札するときに、金融機関が関心表明書というのを出すが、破綻寸前の銀行が仮に関心表明書を出しても事業に参加できない。

金融機関のPFIにおける存在とは何かというのを言いたい。

金融機関の究極の目的は、事業を継続させて資金を回収すること。金融機関が事業計画にいろいろと注文をつけるのは、事業をうまく継続させるためであり、それがスキームづくりに役に立つということを理解いただきたい。

- ・金融機関としては、PFI事業がうまくいかないと資金回収もできないという点はそのとおり。金融政策の方向性は、だめな場合は退場していただくというものであり、金融機関の破綻リスクを考えていただきたい。
- ・一つ典型的な例として、ローンで支払う段になって、金融機関が倒産した場合のリスクをどこがとるのかという議論が一つある。必ずしも金融機関だけではなく、いろんなケースの一つとして見るができる。ここでは基本的な考え方が書かれている。
- ・（事務局）モニタリングガイドラインの意見に対し説明する。モニタリングは管理者が行うが、測定評価するための情報は、管理者、もしくは事業者が、サービス受益者から顧客満足度調査で情報を得たり、サービスの改善要求を受けるなどして収集する。サービス提供開始後の実態をモニタリングすることが、このモニタリングガイドラインの特徴だと思う。
- ・モニタリングガイドラインは、どちらかといえば、運用段階でどのように実施するかが主眼になっていると思う。
- ・一般の住民に、PFI事業の認知度は高まってきたものの、自分たちが参画する点が、まだよく見えていない。その点につき一層の努力が要るのではないか。
また、PFI事業では、いろいろな検討会が、複層的な形になっており、非常にシステムが重くなっているのではないか。責任が十分果たせ、かつ、もっとフットワークの軽い形を、工夫できないか。
- ・（西野委員長代理）他に意見がないなので、本日提出されているガイドライン（案）を本委員会のとりまとめとして公表することで御異議はないか。

（「異議なし」と声あり）

最近のPFIの推進状況について事務局より説明。これに関する意見はなし。

以 上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680・9681